

英米法まとめ

はじめに

今までそこそこの数のまとめノートを作ってきたわけですが、これが公開する最後のノートになると思います。そう考えると感慨深いですね。以前は同期がいたので勉強の助け合いのような感じになっていたのが、今年度は完全にソロプレイです。お金になればいいんですが、著作権の問題とかもあるのでやりづらく…。今度ご飯連れて行ってくれ、と言える同期もほぼいないので、ただただ自己満足です。早く卒業して稼ぎたいよ。

さて、これは2019年度Sセメスター英米法(浅香先生)のまとめです。いつも思うのですが、なぜ法学部のシケプリはあんなにも誤字が多く、口語のまま、よくわからない雑談も入った状態で書き起こしているのでしょうか。東大生なんだから、もっと情報の整理・取捨選択くらいできていいのに……と思いつつも、いつもお世話になっています。お疲れさまです。

--- ✂ ----- ✂ ---

本題。試験は論述問題3題のうち2題を選択する形式らしいです。過去問を見た感じ、わりと突っ込んだことが問われているようなので、細かい点にも注意しながら勉強した方がよさそう。最後の6回の授業はアメリカ人の先生の講義でした。試験問題も英語になるのかはまだ知らないのですが、一応そこもカバーできればと思います。

シケプリの他に参考になるのは、教科書・参考書と、先生のウェブサイト (<http://www.kichi.j.u-tokyo.ac.jp/lecture1.html>) です。ウェブサイトには過去問(英米法・英米法総論)の解説が載っています。

浅香先生の授業の進行は次のような感じでした(先生のサイトのコピペです)。

I. 英米法の基礎

1. 「英米法」と国家領域とのずれ

ルイジアナ, ケベック

1998年 スコットランド, ウェールズへの権限委譲(devolution)

2014年 スコットランド独立住民投票(referendum)

2. コモン・ローとエクイティの区別と融合 [民事手続法 pp.110-11]

3. 判例法主義

ratio decidendi, dictum, distinction, overruling

最大決平 25.9.4 非嫡出子相続分違憲, 金築・千葉裁判官補足意見

4. 合衆国憲法の歴史

違憲立法審査制 Marbury v. Madison (1803) [百選 1], John Marshall

第1編の州際通商条項および必要適切条項 McCulloch v. Maryland (1819) [百選 11]

第14修正のデュー・プロセス条項および平等保護条項

Dred Scott v. Sandford (1857) [百選 36], The Civil Rights Cases (1883) [百選 24],

Lochner v. N.Y. (1905) [百選 44], Muller v. Oregon (1908) [百選 45], Plessy v. Ferguson

(1896) [百選 37]; Reno v. American Civil Liberties Union (1997) [百選 33]; Wickard v.

Filburn (1942) [百選 14]; Katzenbach v. McClung (1964) [百選 15]; National Federation

of Independent Business v. Sebelius (2012) [百選 16]; Korematsu v. United States (1944)

[百選 38] , Brown v. Board of Education (1954) [百選 39] , Grutter v. Bollinger (2003) [百選 41] , Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No.1 (2007) [百選 42] , Fisher v. University of Texas (2013), (2016), Ricci v. DeStefano (2009), Texas v. Johnson (1989), Carolene Products footnote #4 (1938) [百選 22] , Griswold v. Connecticut (1965), Roe v. Wade (1973) [百選 47] , Planned Parenthood v. Casey (1992) [百選 48] , Lawrence v. Texas (2003) [百選 50] , United States v. Windsor (2013), Obergefell v. Hodge (2015), District of Columbia v. Heller (2008) [百選 52] , McDonald v. City of Chicago (2010)

II. 法律家と裁判所

1. アメリカの法律家

[百選 54]

2. イングランドの法律家

バリスタとソリシタの区別と改革

Courts and Legal Services Act 1990, Access to Justice Act 1999, Legal Services Act 2007

3. イングランドの司法制度と改革

European Communities Act 1972 と Human Rights Act 1998

2016 年 EU 離脱国民投票→European Union (Withdrawal) Bill 2017-19

Constitutional Reform Act 2005

4. 連邦制のもとでのアメリカの司法

[百選 72, 76, 77] [民事手続法 pp.19-67, 179-83]

III. 陪審制

1. 大陪審と小陪審

[百選 53, 61, 62] [民事手続法 pp.109-10]

2. 陪審の付される事件類型

[百選 92] [民事手続法 pp.111-12]

3. 陪審員選任手続

[百選 63] [民事手続法 pp.123-27]

4. 開示, トライアル手続, 証拠法

[百選 69, 70] [民事手続法 pp.81-103, 128-42]

5. 陪審と裁判官のそれぞれの役割

[百選 71] [民事手続法 pp.107, 112-13]

6. 評決とそれに対する尊重

[民事手続法 pp.143-58, 175-78]

7. 陪審制の評価と展望

[民事手続法 pp.113-23]

続いて、Jones 先生のやった内容は次の通りです。

June 25

An Overview of the Civil Litigation Process and Pre-Trial Discovery

(民事訴訟手続きと公判前証拠開示手続きの概説)

June 28

Personal and Subject Matter Jurisdiction and the Challenge of Overlapping Legal Authority

(対人管轄権・事物管轄権と権限重複の問題)

July 2

Judges and the Judicial Selection Process

(裁判官と裁判官選出手続き)

July 5

Statutory and Constitutional Prohibitions Against Discrimination in U.S. Employment Law

(米国雇用法における、制定法上・憲法上の差別の禁止)

July 9

The Interaction between Common Law and Statutory Law in the U. S.: Sexual Harassment

(米国におけるコモン・ローと制定法の相互作用～セクシャルハラスメントを題材に)

July 12

The Interaction between Common Law and Statutory Law in the U. S.: Mass Incarceration

(米国におけるコモン・ローと制定法の相互作用～大量収容を題材に)

というわけで、基本的に上の進行に沿ってまとめをしてゆきます。これは分類としてどうなの、というところは若干章立てを修正しています。授業に一応出席しないしシケプリにざっと目を通したことを前提に書かれているので、そのところはお願いいたします。

特に、Jones 先生のところはディスカッションが多く、丸暗記するという感じでもないので、余裕があればやろうかなと思っています。余裕があれば、です。(そういえば、最後から2番目の回の授業でたくさん発言されていた英語の上手な女性の方、惚れ惚れしましたね。自分の意見を持って、はっきりと言う。私も見習いたいものです。私を叱ってください。)

I. 英米法の基礎

1. 英米法と領域国家のずれ

英米法国家の例外的な非英米法地域	アメリカ：ルイジアナ州（フランス植民地時代の名残） カナダ：ケベック州（同上） イギリス：スコットランド（大陸法との混合的法体系）
イギリス 4 地域の自律性	1998 年、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに devolution 北アイルランドでは、アイルランド系住民とイングランド（とスコットランド）系住民が対立（The Troubles）、自治政府が設立される スコットランドではナショナリズムが高揚、2014 年独立住民投票が僅差で否決されると、2016 年スコットランド法でさらなる権限移譲 EU 離脱をめぐってもイングランド・スコットランドは異なる立場

2. コモン・ローとエクイティ

3 つの common law	① civil law（大陸法）と対置される法体系としての common law ② statute（制定法）と対置される判例法としての common law ③ equity と対置される、中世に起源を持つ法体系としての common law
common law と equity の違い	① 沿革 common law は、12 世紀末頃から裁判官の手で発展。equity は、14 世紀頃から、国王の側近である Lord Chancellor（大判官）により、世の変化を反映する、当事者尋問を認めるなどの必要から与えられた救済の蓄積。 ② 陪審審理 common law に属する分野では陪審審理を要求できるが、equity では陪審審理を求めることができない。 ③ 実体法上の権利の救済手段。 common law と比べ、equity は次のような特徴・原則を持つ： <ul style="list-style-type: none">・ 補充性…common law による救済が不十分な場合にのみ適用・ 裁判所の裁量の大きさ…救済が却って不正義なら救済しないなど・ 弾力柔軟性…特定履行、差し止めなど多様。管轄権保持も可能。・ 裁判所侮辱（contempt of court）…身柄拘束を通じた履行確保
equity と trust（信託）	common law では実現できず、equity によって救済が実現する（それゆえ equity の分野のひとつとして発展してきた）法分野の例が、信託。十字軍などの従軍のときに後事を託したり、相続したりするときに用いられた。他人に権利を譲渡する際、その権利を第三者のために使用収益することを条件とする場合に、その条件を無視し利益を損なう（横領など）ということがあっても、伝統的に common law による救済はなかった。そこで、信託については equity により救済するという仕組みが出来た。ちなみに、他人の財産を横領することで得た不当利得を吐き出させるため信託関係があったとみなす constructive trust という考え方がある。

3. 判例法主義

ratio decidendi と dictum	<p>① ratio decidendi 判決理由の内、判例 (precedent) としての法的拘束力が認められる判断部分 (判決の核心部分)。これは後の裁判所が判断する。</p> <p>② (obiter) dictum 判決理由のうち、①に含まれない傍論の部分</p>
判例に対する対処	<p>① distinction ある事例の判断が判例に拘束されるか否かは、material facts を比較検討し、それが当該判決の ratio decidendi の射程に含まれるかどうかによる。material facts の差異を理由に、その ratio decidendi には含まれないと判断 (distinction) すれば、その判例に従う必要はない。</p> <p>② overruling 判例変更は、イギリスでは稀。これに対し、アメリカでは、改正の難しい憲法に関する判例は overrule されやすく、逆に議会の裁量である制定法の解釈は overrule されにくい。common law はその中間。 <u>コレマツ判決</u>…トランプ大統領のムスリムの入国禁止令の裁判において第2次大戦中の日系人強制収容事件を適法とした判決を覆した。 <u>Flood v. Kuhn</u>…プロ野球組織は独禁法(シャーマン法)の適用を受けない、とする Federal Baseball Club v. National League 判決を、1937年のcommerce clause 解釈変更以降も他のスポーツの判例と区別し維持。判例の蓄積を根拠に、立法的解決を求めた。 <u>MacPherson v. Buick Motor Co.</u>…自動車故障事件。製造者責任を否定した1842年の Winterbottom v. Wright (馬車の故障事故) は、distinction の蓄積によってむしろ例外化し、製造物責任は原則認められると判例変更。</p>
prospective overruling	不遡及的変更 (事後法の禁止)。ある事件で判例変更がなされた場合でも、当該事件についてはその判例変更を適用しない (性犯罪など例外あり)。
非嫡出子相続分違憲判決における、金築・千葉裁判官補足意見の評価	<p>① 概要 最大決平 25.9.4 事件。非嫡出子相続分規定の違憲判断は、法的安定性の観点から、この判決以前に相続が開始しているケースには影響しないとされた (ただしこの違憲判決は当該事件に反映されている)。 ここで提示された金築・千葉裁判官の補足意見の中で言及された英米法的タームの用法に、浅香先生は文句があるらしい。</p> <p>② 金築意見 裁判所が一定の法の創造的機能を持つことを前提に、遡及効の制限を肯定する文脈で、「コモン・ローの伝統を受け継ぐ米国においても、判例の不遡及的変更を認めている」と述べている。しかし、不遡及的変更 (上記) の本来的な効果と異なり、この事件では判例変更 (違憲判決) を当該事件に適用しているという点で、ミスリーディングではないか?</p>

	<p>③ 千葉意見</p> <p>付随的違憲審査制下で、個別的事案を離れ、一般的な遡及効について言及していることを「法的安定性を大きく阻害する事態を避けるための措置」「基本的には常に必要不可欠な説示」と述べた後で、「その意味で、本件遡及効の判示は、いわゆる傍論 (obiter dictum) ではなく、判旨 (ratio decidendi) として扱うべきものである」としている。しかし、英米法的な考え方からすれば、この ratio decidendi というタームの使い方は不適切ではないか (上記の定義参照) ?</p>
--	--

4. 合衆国憲法の歴史

<p>合衆国の成立と 憲法制定論争</p>	<p>1775年 第2回大陸会議召集、植民地軍がイギリスと開戦</p> <p>1776年 同会議でジェファソン起草の独立宣言が採択 (7月4日)</p> <p>1777年 連合規約 (Articles of Confederation)</p> <p>1783年 パリ条約で独立が確定</p> <p>(各邦は保護主義化、経済不況に。治安・財政面でも連合の弱さが露呈 e.g. シェイズの反乱(1786年、給料未払い分の支払いを求め復員兵蜂起))</p> <p>1787年 フィラデルフィアで連邦憲法制定会議召集</p> <p>1789年 統治機構 (連邦議会、大統領、最高裁など) の規定のみの憲法に、最終的に11州が批准。同年第1回連邦議会開催。</p> <p>1791年 反対派の要求に応えるため連邦議会で議論されていた10個の権利章典を含む12個の修正条項が、13州によって承認され成立</p>
<p>違憲審査制の成立</p>	<p><u>Marbury v. Madison</u> (1803年)</p> <p>[概要]</p> <p>第2代大統領 John Adams が指名していたコロンビア地区の治安判事の辞令書の交付を、第3代 Jefferson の指示の下国務長官 Madison が拒否。辞令交付を受けられなかった Marbury は、最高裁に職務執行令状 (writ of mandamus) の発給を認める1789年の裁判所法 (Judiciary Act) 第13条に基づいて、最高裁に辞令書交付の強制を要求。</p> <p>[判旨]</p> <p>辞令交付請求権は認める。ただし、職務執行令状の発給は第1審管轄権に属するところ、最高裁が第1審管轄権を持つのは「大使その他の外交使節および領事に関する事件並びに州が当事者である事件」のみ (Article 3 Section 2 [2]) で、通常最高裁が持つのは上訴管轄権。ゆえに、最高裁の権限を常に認める裁判所法規定は違憲で、本件は管轄権不存在。</p> <p>[意義]</p> <p>この事件によって、最高裁の違憲立法審査権が確立した。また、授業ではやっていないが、Fletcher v. Peck (1810年) では、連邦最高裁が州憲法や州法の違憲性を審査する権限を確認。</p>

<p>連邦権限の拡大 (Marshall 時代)</p>	<p>Marshall は、州際通商条項や必要適切条項を拡大解釈することによって、一方で州の介入を排除し、他方で連邦政府の権限を拡大した。</p> <p><u>McCulloch v. Maryland</u> (1819 年)</p> <p>[概要]</p> <p>national bank (連邦の機関) である Bank of the United States のボルティモア支店出納責任者 McCulloch が、銀行券発行の際に印紙税をメリーランド州に納めなかったことを理由として同州裁判所で制裁金を課されたことに対して、連邦最高裁に上訴。そもそも連邦議会に連邦法銀行設立の権限が認められているか、という点も争われた (というかこっちが重要)。</p> <p>[判旨]</p> <p>合衆国憲法 Article 1 では連邦の立法権限が列挙されている通り (enumerated power) であるが、州際通商条項 (interstate commerce clause) として知られる第 3 項と、第 1~17 項で列挙された諸機能を実現するために「必要かつ適切」な立法を認める第 18 項 (必要適切条項、necessary and proper clause) によって、連邦議会には連邦法銀行設立の権限が認められる、とされた。加えて、合衆国憲法の至高性により、連邦機関への州による課税は許されない、と判断された。</p>
<p>ジャクソニアン・デモクラシー下の最高裁の軌道修正 (Taney 時代)</p>	<p>州重視のジャクソン政権下で、最高裁による連邦の権限拡大は減速した。</p> <p><u>Dred Scott Case</u> (1857 年)</p> <p>[背景]</p> <p>奴隷制の扱いは、憲法制定時に棚上げされる (ちなみに、下院の各州の議席数を決定する人口の決定については、奴隷を 5 分の 3 人分にして計算していた。もちろん選挙権はない、女性もなかったが)。奴隷の輸入は 1818 年まで先延ばしにされ、奴隷制自体の存廃は各州の判断に。フロンティアが西進し、新たに合衆国に入った準州その他連邦直轄領は、奴隷州にすべきか自由州にすべきか、という問題が生じると、一旦は北緯 36 度 30 分を境にそれを判断することになった (Missouri Compromise)。逃亡奴隷は奴隷として南部に引き渡すことで、北部は妥協していた。</p> <p>[概要]</p> <p>ミズーリ州の奴隷であったドレッド・スコットが、一時期所有者とともに自由州であるイリノイ州などに滞在、帰還。所有者の死後、相続人に対し、自身が奴隷ではない (逃亡奴隷ですらない) ことを主張した。</p> <p>[判旨]</p> <p>奴隷は連邦の司法権の範囲 (Article 3 Section 2 [1]) である diversity of citizenship cases にいう citizen に含まれず、管轄権不在。奴隷か否かの判断は現住地の州法による。北緯 36 度 30 分以上の連邦直轄地で奴隷制を認めない (自由州に連れてこられた奴隷は自由となる) のは、財産たる奴隷を due process of law によらずに奪うことになるので、違憲。</p>

	<p>[問題点]</p> <p>事件解決は管轄権不存在とすれば足りたのに、Taney は奴隷問題の終局的解決を図り、奴隷制の維持に資するような判示をした。連邦最高裁が南部に加担したとの印象を北部の人々に与え、南北戦争の誘因になった。</p>
南北戦争の経緯	<p>南北戦争直前の 1860 年の大統領選挙では、準州段階での奴隷制廃止選択権をめぐる民主党が南北に分裂する中、共和党のリンカンが漁夫の利を得て当選。南部州は連邦を離脱、アメリカ連合国を結成も、リンカンはこれを反乱として攻撃。1861 年から 4 年間の戦闘を経て、北部が勝利した。この間、戦時権限としてリンカンは占領した「反乱地域」の奴隷解放宣言を発布している（よってミズーリ州などは奴隷制を維持した）。</p>
第 13・15 修正の意義	<p>第 13 修正（奴隷制禁止）・第 15 修正（人種等による投票権の制限の禁止）は、州内事項と考えられている事柄に対しても憲法改正によって連邦の規制が及びうるとした点で画期的であった。</p>
第 14 修正の概要・意義と問題	<p>① privileges or immunities clause 合衆国市民の特権または免除権を奪ってはならない、という規定であるが、直後の The Slaughter House Cases（1873 年、後述）で形骸化した。</p> <p>② due process of law due process of law なしに生命・自由・財産を奪ってはならない、という規定。判例の蓄積を通し、due process of law には修正条項第 1～10 条の内容がほぼ incorporate されている、と考えられるように（例外あり）。20 世紀初頭の自由放任主義時代になると、この liberty の中に liberty of contract の原則を読み込むようになり、連邦・州による様々な社会立法が阻害されるようになった（Lochner v. New York、後述）。</p> <p>③ equal protection clause 法の平等な保護を謳った規定。しかし、当初は「分離すれども平等」法理という形で差別の現実が続いた（Plessy v. Ferguson、後述）。</p>
違憲審査基準論 （なぜ突然この話が出てきたのかは不明です）	<p>① 3 つの審査基準 一般的に、政府の規制が憲法上の権利を制限する際は、規制の目的（state interest）と態様の 2 点に注目する。これについて、以下の 3 通りがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格審査：compelling interest があるか、narrowly tailored な手段か ・ 中間審査：厳格審査と合理性審査の中間 ・ 合理性審査：legitimate interest があるか、reasonable な手段か <p>② 表現の自由に関する審査基準 [厳格審査] 表現の自由に関する規制は、厳格審査にかけられることが多い。観点（viewpoint）規制はほぼ認められる余地はない。内容規制も、思想の自由市場の考えの下、やむにやまれぬ利益がある場合にのみ、必要最低限度で表現を規制することができるに過ぎない。</p>

	<p><u>Reno v. American Civil Liberties Union</u> (1997 年) …18 歳以下の子供に対しインターネット上で indecent な表現を送ることを犯罪化する法案には、compelling interest はあっても、成人の権利を損なう点で narrowly tailored ではない、とされた。(c.f. 児童ポルノは実際の被害者がいるのでダメ)。</p> <p>[中間審査]</p> <p>表現の自由において中間審査が用いられるのは、営利表現(広告)の規制と表現の時・場所・方法の規制。前者の規制には、消費者保護の観点から more speech (使用上の注意など情報を増やすこと)と less speech (誇張など情報を減らすこと)を要求するものがある。</p> <p>[合理性審査]</p> <p>表現の自由でこれが用いられることはほとんどなく、基本合憲となる。</p> <p>③ 平等に関する審査基準</p> <p>大雑把に言えば、人種：厳格審査、性別：中間審査、年齢や障害：合理性審査である。</p>
<p>自由放任主義 (Lochner) 時代</p>	<p>自由放任主義時代になると、due process of law の原則に含まれる liberty の中に liberty of contract の原則が読み込まれるようになった。特にこれが問題となったのが、労働時間規制や最低賃金といった労働立法であった。他方、この時代には革新主義的な勢力も存在した。</p> <p>① <u>Lochner v. New York</u> (1905 年)</p> <p>[概要]</p> <p>パン職人の長時間労働を規制するニューヨーク州の法が、労働者と労働契約を自由に結ぶ権利を侵害している、とパン工場オーナーが訴えた。</p> <p>[判旨]</p> <p>炭鉱労働は別として、長時間労働の危険が認められず、契約の自由の侵害に当たる。よって修正条項第 14 条に反し、違憲。</p> <p>② <u>Muller v. Oregon</u> (1908 年)</p> <p>[概要]</p> <p>洗濯業の婦人の労働時間を 1 日 10 時間とする立法の合憲性が争われた。</p> <p>[判旨]</p> <p>女性の健康が健全な子供を作る上で必要なものであるから、女性労働者を保護することには compelling interest がある、よって合憲、という判断。憲法論を戦わせるのではなく、ある憲法判断をすればどのような社会的影響があるか、ということを検討する点で特徴的。この Brandeis の手法は、革新主義的なアプローチとして広がった。</p> <p>* 女性最低賃金を定める州法を合憲とする <u>West Coast Hotel Co. v. Parrish</u> (1937 年) でようやく判例変更、Lochner 時代は終焉した。ただし、この直後の事件判決に付された脚注 (<u>Carolene Products footnote #4</u> (1938 年)) では、その解釈変更が、厳格審査を全面否定するわけではない、とされた。</p>

<p>州際通商条項の 拡大解釈</p>	<p>自由放任主義時代には、州法だけでなく、連邦法に対してもしばしば違憲判断が出された。Marshall 以降、連邦立法の根拠として用いられていた commerce clause の解釈も、かなり限定的となった (e.g. Hammer v. Dagenhart (1918 年))。その意味で、ロックナー時代は極めて反民主主義的司法積極主義がとられたといえる (counter-majority difficulty)。</p> <p>そのような中、世界恐慌が起り、F. ルーズベルト大統領が当選すると、政府はニューディール政策として積極的な市場介入を進めるが、最高裁の妨害に合う。違憲判決を繰り返す最高裁 (特に保守的な 4 裁判官は Four Horsemen と呼ばれた) に対抗すべく、大統領はリベラルな最高裁裁判官を増やす Court Packing Plan を画策したが、失敗に終わった。</p> <p>その後、最高裁自身が方針を転換し、commerce clause に基づく規制が、厳格審査ではなく、合理性審査によって審査されるようになる。具体的には、州境を超える通商に実質的な影響 (substantial effect) を与えることについては、立法の権限を認めるようになったのであった。</p> <p><u>Wickard v. Filburn</u> (1942 年)</p> <p>[概要]</p> <p>小麦の生産価格が暴落し疲弊した農家の救済のため、小麦の生産調整策を実施。州の内部で行われる生産という部分に連邦議会が立法介入することの合憲性が問われた。</p> <p>[判旨]</p> <p>小麦の供給量の増加は小麦価格の暴落につながることから、州際通商に実質的な影響を与えうるので、連邦議会は立法権限を持つ、とされた。</p> <p>* dormant commerce clause と pre-emption の違い</p> <p>州際通商条項は、連邦議会が立法していない法領域でも、州際通商を阻害する州の立法を禁じる効果を持つ、という意味で dormant commerce clause と呼ばれる。これに対し、pre-emption とは、ある事項についての連邦議会の立法がすでにある場合、州際通商条項はそれに関する州法をどこまで排除しているか、州際通商条項に従えばどの程度上乗せ規制が許されるのか、という問題である。例えば、自動車排気ガス規制を特定の州で厳しくした場合、一部の自動車はその州には入れないということになり、州際通商を阻害することになる。</p>
<p>人種差別問題</p>	<p>人種差別に関する判例 (など) は、次のように変遷した。</p> <p>① <u>The Slaughter House Case</u> (1873 年)</p> <p>[概要] (省略)</p> <p>[意義]</p> <p>「特権免除権条項」の形骸化。第 14 修正の特権・免除権とは、人権一般を指すのではなく、合衆国市民としての権利 (合衆国政府があつて初めて認められるような権利) のことだと解釈された。</p>

② Civil Rights Cases (1883 年)

[概要]

レストランへの黒人の立ち入り、黒人に不動産譲渡・賃貸をしないとする不動産所有者間の取り決めなど。

[意義]

第 14 修正 section 1 は連邦・州による差別を禁止しているにすぎず、section 5 もそれを実現するために必要な立法を規定しているだけなので、純粋な私人間における差別に対しては、第 14 修正を援用することができない、他方、裁判所による救済や補助金、法律などが差別を助長するような場合は state action を認められるので、同条項の対象となる、とされた。

③ Plessy v. Ferguson (1896 年)

[概要]

黒人であるプレッシーが白人用の旅客列車に乗車し、州内の鉄道による旅客運送での白人種・有色人種の区別を義務付けたルイジアナ州の州法違反で刑事起訴された。

[意義]

人種隔離は第 14 修正の平等保護条項には違反しないという separate but equal の原則が確立された。

④ Brown v. Board of Education (1954 年) 判決

[概要]

人種別学制度が採用されていた州の黒人たちが、白人用の公立学校への入学許可を求めて出訴。人種別の公立学校の是非を問うた。

[意義]

ウォーレンの時代。平等保護条項は抽象的、憲法の起草段階では公立学校の人種隔離など考えられていなかった、とした上で、アミカスキューリーを実施。ドールテストと呼ばれる、人種隔離が黒人に劣等感を植え付けていることを示すとされた心理学実験などをもとに、人種隔離が平等保護条項に反すると結論付けた。しかし、南部諸州は人種別公立学校の廃止を渋ったため、白人学校への黒人の入学を許可。州が軍隊を用いこれを拒否しようとする、連邦軍が投入される (Little Rock, Arkansas) という事件も起こった。

* この判決により白人校・黒人校の区別は違憲となったが、これによってすべての公立学校の人種比率が均等になったわけではなかった。黒人と白人はそれぞれ別の地域に居住していたからである。そこで行われたのが、強制バス通学というものであった。しかし、これはホワイต์フライトという現象を生んだ。白人の子の親が、黒人の通う学校がない地域に転居したり、黒人比率の低い私立学校に子を通わせたりしたのであった。このように、公教育の場での人種差別の問題の解決は容易ではない。

	<p>⑤ <u>Heart of Atlanta Motel 事件</u>、<u>McClung 事件</u></p> <p>[概要]</p> <p>ジョージア州アトランタ市内のホテル及びアラバマ州バーミングラム市の食堂の経営者が、それぞれ黒人客の宿泊・イートインを拒否したために、1964年公民権法第2編における宿泊施設及び飲食店に適用される規定に基づく執行を受け、当該規定に関する連邦議会の権限が問われた。</p> <p>[意義]</p> <p>州際通商条項によって、state action が存在していない私人による差別も規制することができる公民権法の合憲性が肯定された。</p> <p>* <u>Voting Rights Act</u> (1965年)</p> <p>実質的に有権者から黒人を排除する目的で有権者登録の際に用いられていた読み書きテストは、人種中立的であるという理由で、最高裁によって違憲とされることはなかった。そのため、第14修正 section 5 を援用した投票権法によって読み書きテストを違憲とする立法的解決がとられた。</p>
<p>affirmative action に関する問題</p>	<p>① <u>Grutter v. Bollinger</u> (2003)、<u>Fisher v. University of Texas</u> (2013)、<u>Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No.1</u> (2007)</p> <p>[概要]</p> <p>公教育における affirmative action に関する事件。</p> <p>[意義]</p> <p>人種差別に対する affirmative action は人種に関する問題であるから、厳格基準により判断される。大学、特に法学部などでは、学生の中に多様性を確保することが compelling interest になると認められている。また、人種を入学審査時の判断要素の1つとしてのみ扱ってれば、narrowly tailored である。これらから、大学での affirmative action 事件(前2件)は合憲ないし合法であるとされた。他方、大学より前の公教育で多様性を確保することの必要性、人種のみを入学可否の判断基準とすることの手段としての適切性は、認められず、後者は違憲判決となった。</p> <p>* 現在問題になっているのは、私立大学の affirmative action の合法・合憲性である。私立大学は私的な存在であるから、state action が明確にあるわけではないが、大量の連邦の補助金が投下されている現実を考えるとグレー。ただし、補助金に関する連邦の裁量権は大きいので、連邦が affirmative action の適切性を要求することはありうる。</p> <p>* また、マイノリティ人種であるアジア系(主に中国系)アメリカ人学生への冷遇の疑惑がある(他の学生よりも高い点数を要求されている?)。</p> <p>② <u>Ricci v. DeStefano</u> (2009)</p> <p>[概要]</p> <p>消防士の昇進試験において、黒人が合格点を取らなかったことを理由に試験を無効とした。</p>

	<p>[意義] 民間における人種差別の禁止（公民権法 Title VII）に基づき、affirmative action 的措置を違法とした。一般に、民間企業によるその合法性審査は憲法上の厳格審査（すなわち政府による affirmative action の合憲性）ほど厳しくはないと考えられるが、それでも容易ではない。</p>
妊娠中絶問題	<p>① <u>Griswold v. Connecticut</u>（1965 年）</p> <p>[概要] 医師によるコンドームの処方を違法とする州法を違憲とした。</p> <p>[意義] 何を根拠に違憲とするかが問題に。due process 条項を根拠とする議論には反対が多かった。right to privacy という観念が提示された。</p> <p>② <u>Roe v. Wade</u>（1973 年）</p> <p>[概要] 母体保護以外の妊娠中絶を禁止するテキサス州法の合憲性が問われた。</p> <p>[意義] due process 条項を根拠に、胎児が母体から出て生存可能な時期より前の妊娠中絶選択権を認め、妊娠中絶を全面的に禁止する州法を違憲とした。そして、中絶選択権は絶対的とは言えずとも根本的な権利故これを制限する法律の合憲性は厳格審査基準によって判断される、とされた。 第 1 三半期は母体にほぼ影響がないので制約不可、第 2 三半期は安全な中絶のための規制は認めるが禁止不可、第 3 三半期は胎児が十分大きくなり州として保護する価値があることから人工妊娠中絶禁止を認めた。</p> <p>③ <u>Planned Parenthood v. Casey</u>（1992 年）</p> <p>[概要] 待機期間や親、配偶者の同意等を求めたペンシルヴァニア州法の合憲性。</p> <p>[意義] Roe v. Wade 判決の内、due process 条項に基づく女性の妊娠中絶選択権は essential holding として維持されるが、3 分割論を覆し、viability test によって胎児が生存不可能とされる妊娠前半段階でも、女性に不当な負担を与えない規制は許される（the undue burden standard）とした。 * Pro-life 側は、中絶規制の州法を小出しにしていっており、妊婦に妊娠中絶選択権を与えた Roe v. Wade は当初よりかなり骨抜きになっている。彼らはまた、補助金の停止や規制強化などを通してクリニック側に圧力をかけることで、妊娠中絶を難しくしている。</p>
同性婚問題	<p>① <u>Bowers v. Hardwick</u>（1986 年）</p> <p>[概要]（略）</p> <p>[意義] 同性間性交渉を犯罪とするソドミー法を合憲に。</p>

	<p>② <u>Lawrence v. Texas</u> (2003 年) [概要] (略) [意義] 同性間性交渉を犯罪とするのは due process 違反として違憲に。</p> <p>③ <u>United States v. Windsor</u> (2013) [概要] 婚姻防衛法により、同性婚は joint tax return の対象にならない？ [意義] 州法で認められた同性婚を連邦法上で婚姻として扱わない(e.g. 所得税上の夫婦に対する優遇などを同性カップルに適用しない) のは違憲。</p> <p>④ <u>Obergefell v. Hodge</u> (2015) [概要] (略) [意義] due process 条項と平等保護条項に基づいて、同性婚は合衆国憲法上保障されると判断された(ただし、米国では宗教婚を法的に追認するのが一般的であるので、教会が挙式を拒否し得る)。</p>
銃規制問題	<p>① <u>District of Columbia v. Heller</u> (2008 年) [概要] (略) [意義] 連邦政府からの州の自由を確保するために、民兵の武器の保持を認める趣旨で加えられた第 2 修正が、個人の自己防衛のための銃の保持の権利を保障していると解釈された。(前科者や精神障害者など、一定の人の銃所持を制限することは留保)</p> <p>② <u>McDonald v. City of Chicago</u> (2010 年) [概要] (略) [意義] 連邦ではなく州の内部での銃規制も、第 2 修正により保障される銃所持の権利は due process に incorporate されており、人権として保護される。</p>
国旗焼却	<p>Texas v. Johnson (1989) [概要] 星条旗を燃やすことを処罰する州法の合憲性。 [意義] 国旗焼却も表現の自由の一部。</p>

II. 法律家と裁判所

1. アメリカの法律家

法曹一元	裁判官、検察官、弁護士の資格の区別が希薄（これは英国も共通）。植民地時代、および独立後の法律家の不足もあって、イングランドとは異なり、attorney という弁護士が訴訟代理・法廷弁論を担う仕組みに。
キャリアパス	JD（3年間）とLLM（1年間、common law が必須でない）。米国の法律家のキャリアは多様、office lawyer（企業内弁護士）が多い。依頼人のプロファイルにより専門性も大きく分かれる(e.g. 労働事件ならすべて対応するのではなく、労働者側の専門家、企業側の専門家がいる)。刑事事件を専門とする人は少ないが、ホワイトカラー犯罪では高報酬が見込めるため、弁護側・訴追側それぞれ専門家がいる。
public defender	貧困・中間層以下の刑事被告人にも弁護士が付くようにする仕組み。この弁護士は public defender office に所属し、そのような刑事被告人の弁護を専門とする。彼らは competent なものでなくてはならないとされ、そうでない場合少なくとも再審は認められる（ただし容易ではない）。公費によって弁護人を付けてもらう権利が保障されるようになったのは <u>Gideon 判決</u> （1963年）以降であり、同判決では、第6修正で保障される刑事裁判における弁護人の援助（assistance of counsel）は、自ら弁護人を雇う資力のない人間に対し公費で弁護人を付けることを意味すると解釈された。
plea bargaining	① 共犯者や黒幕の情報などを得るために、自供の代わりに減刑・免除をするもの。これに関するものとして、witness protection program（後述）。 ② 陪審審議を迂回、効率的に事件を解決するための、より一般的なもの。刑の軽い訴状で起訴したり、軽い量刑を裁判所に提示したりする。重大な犯罪を除き、public defender による刑事事件の大半はこれによって処理。 * plea bargaining は検察と弁護人の間での交渉の問題で、裁判官を拘束しないが、量刑が軽すぎるなど社会正義に反すると認められるときを除き、この交渉は尊重される。交渉結果が認められなかった場合、すべてが白紙に戻り、有罪の答弁も撤回される。
本人訴訟	弁護士を付けるのが一般的な中で、典型的に、刑務所待遇をめぐる訴訟は本人訴訟になることが多い（たまに clinical education（臨床教育）の一環で監督する弁護士の下ロースクール生が引きうけることがある）。
弁護士報酬	① 時間報酬 基本的には時間制（報酬＝かかった時間×サービスの時間単価）。複数の弁護士が関わった場合、請求額はその報酬の合計額になる。弁護士が時間を報告するので結局弁護士の言い値になりがちだが、大手企業の法務部門は経験や交渉力があるので、弁護士は必ずしも好き放題にできない。

	<p>② 成功報酬</p> <p>不法行為事件や、人権訴訟（差し止め請求なども多く、損害賠償が見込めない）の原告側（損害を受けた側）の弁護士は、完全報酬制を取ることが多い。勝訴すれば弁護士報酬を受け取る（損害賠償の3割くらい！）が、敗訴すれば受け取らない。これによって、無資力者の訴訟提起を容易にしている。</p> <p>（c.f. 日本では着手金報酬制（両当事者が着手金を支払い、勝訴側弁護士は上乗せで報酬をもらえるという仕組み）が取られている。消費者金融の過払い金請求や B 型肝炎の和解金請求を専門とする事務所（アディーレなど）は、事件の予測可能性の高さから、完全報酬制を取っている。無料相談を行うなど、訴訟提起に積極的に思えるが、実際には勝てる事件だけ引き受けて荒稼ぎしている。広告による啓発には意義があるが…。）</p>
<p>弁護士費用の負担</p>	<p>両当事者は弁護士に対し各自で費用を支払う（英国は敗訴者負担制）。ただし、例外的に人権訴訟は敗訴者負担制に近いシステムを取っている。原告（例えば性差別を受けた女性労働者）が勝訴すればほぼ自動的に被告（例えば性差別していた企業）から弁護士費用を取り立てられる。他方、被告が勝訴したからと言って弁護士費用を取り立てるのは容易ではない（濫訴と認められる場合を除く）。訴訟提起を促す意図。</p> <p>（c.f. 日本では、不法行為事件に限って、弁護士費用は敗訴者負担となる（正確には、弁護士費用（の一部）を損害賠償請求額の一部とすることが認められている）。）</p> <p>* litigation funder</p> <p>いわゆる「訴訟ビジネス」。損害賠償請求事件において、訴訟資金を提供、勝訴の場合に配当をもらう、という仕組み。訴訟促進効果はある。</p>

2. イングランドの法律家

<p>barrister/solicitor の区別とキャリア パス</p>	<p>direct access の禁止により、依頼人は直接法廷弁論をする barrister に依頼することができない。法学部出であることはほとんど重要ではない。</p> <p>① barrister</p> <p>法廷弁論を行う弁護士。inns of court（法曹学院）に所属する。</p> <p>一人ひとり事務所を持つわけではなく、経済的な理由からたいていは chamber（執務室）を共同で使い、建物の管理人である clerk を通して solicitor からの依頼を引き受けている。</p> <p>1 年間の徒弟期間中は無給。基本的に上流階級出身（public school→Oxbridge みたいな）。</p> <p>法によって専門を持つ人もいるが、米国のような、依頼人のプロファイルによる専門化は見られない（cab rank rule…法についての能力の中立性が要求される barrister は、法廷弁論の依頼を拒否できない）。</p>
--	--

	<p>② solicitor</p> <p>訴訟代理をする弁護士。office of the court に所属する。依頼人から受けた依頼を barrister に託す。共同事務所 law firm で働いている。</p> <p>2年間の徒弟期間があるが、2021年から2回の試験で代替？</p> <p>* Crown Prosecution Service (公訴局) …刑事起訴を専門とする機関。solicitor は活動できるが、独立性を要求される barrister は活動できない。当然これに所属する solicitor も法廷弁論はできず、barrister に依頼をすることになる。</p>
改革	(シケプリ未アップの第10回の内容につき、省略)

3. イングランドの司法制度と改革

最高裁判所	<p>(一部、シケプリ未アップの第10回の内容につき、省略)</p> <p>母体は貴族院のうちの Lord Chancellor (大判官) 及び 12 人の Lords of Appeal in Ordinary (常任上訴貴族)。三権分立を要求され、2005年成立の Constitutional Reform Act によって、2009年に成立した。</p> <p>Lord Chancellor は閣僚 (司法大臣) であり貴族院議長であり裁判所としての貴族院の長官であったが、現代では司法大臣としての仕事に専念するようになった。</p>
最高裁判所下の各種裁判所	<p>最高裁より下の裁判所の仕組みは、イングランド・ウェールズと、その他の地域で違いがある。以下で説明するのは、イングランド・ウェールズにおける裁判所の仕組み。</p> <p>① Court of Appeal (第2審裁判所) 刑事部・民事部に分かれているが、裁判官全員が兼務。</p> <p>② High Court of Justice (第1審裁判所、高等法院) 大まかに、Queen's [King's] Bench Division が common law、Chancery Division が equity、Family Division が Roman law (家族法・海上航海とか) を扱うとされている。それぞれ裁判官は 64 人、15 人、17 人と少ない。</p>

	<p>③ County Court (州裁判所) 訴額の小さい民事事件を、district judge (地区判示) や circuit judge (巡回判事) が取り扱う。ときに、barrister や 7 年以上の経験のある solicitor が part-time で recorder となると、circuit judge としての権限を得る。recorder として優れた評価が得られれば、裁判官として出世も可能。</p> <p>④ Family Court 2014 年から。County Court から独立も、County Court の裁判官が担当。</p> <p>⑤ Crown Court (刑事裁判所) 1970 年から。陪審審理制。裁判を担当するのは、重要度によって recorder、circuit judge から高等法院の裁判官まで様々。また、公判前準備手続きを担う補助裁判官もいる (barrister/solicitor の資格を持つ実務警官など)。</p> <p>⑥ Magistrate Court (Mag) (治安判事裁判所) 素人裁判官 + 書記官 (solicitor)。低費用。都市部では barrister が担う傾向。</p>
EU 法との関係	<p>① 前提 英国では国際法国内の裁判所に適用不可能 (国内法化される必要がある)。そして parliamentary sovereignty の原則により、後法は前法に優越。</p> <p>② European Communities Act (1972 年) EC 法を包括的に国内法化。結果、EC・EU 法は国内法に優越することに。 (ちなみに、ECJ は EU 法上の解釈問題について付託 (reference) されたものの判断をするのみであり、終局判決を下すのは国内の最終審である。また、ECJ (ないし General Court) に上訴する権利は敗訴者に当然にあるわけではなく、裁判所が付託するか否かを判断する)。</p> <p>③ <u>R (Factortame Ltd) v. Secretary of State for Transport</u> (Factortame 事件) [概要] EU 漁獲割り当ての濫用を防ぐために、英国籍の漁船の所有者を英国人に限定した国内法と EU 法の抵触。 [意義] 当該立法は国籍による差別を禁じた EU 法に違反と判断された。つまり、1972 年法で国内法化された前法が後法に優先した。そしてその結果、国家賠償の根拠とならないはずの立法の作為不作為について、EU 法上の要求によって国家賠償責任が生じた。</p> <p>④ Brexit の影響 EU を離脱すれば、もはや英国は ECJ の管轄権の外に出ることになるが、1972 年法の即廃止は非現実的。個別の EC/EU 法を国内法化しているわけではない上、国内の EU 市民の権利を一気に剥奪することは望ましくない。そこで、経過措置として European Union Withdrawal Act が 2018 年に成立、現行 EU 法を包括的に国内法化。しかし、離脱後 EU 法を個別的に立法で覆すことはでき、また解釈の権限も最高裁判所に帰属する。</p>

ECHR との関係	Council of Europe (ヨーロッパ評議会) に加盟国として、1951 年 European Convention on Human Rights に批准、1966 年に個人申し立て権(application by individuals) を保障した結果、1998 年、同条約を国内法化する Human Rights Act を立法した。注意すべきは、これは純粋な国内立法であって、後法優先の原則は維持されるということ (立法によっても覆せないのが、1972 年法によって国内法化された EC/EU 法)。ただし、同条約の内容と矛盾する場合、ECHR に提訴され条約違反になってしまうため、裁判所は Declaration of Incompatibility (不適合宣言) を出し、議会に立法的対処を促すことになっている。
-----------	--

4. 連邦制のもとでのアメリカの司法

アメリカの裁判所	<p>[連邦裁判所]</p> <p style="text-align: center;">U.S. Federal Court System</p> <p>High Court</p> <p>Appellate Courts</p> <p>Trial Courts</p> <p>Federal Courts and Boards Outside the Judicial Branch</p> <p>① 最高裁</p> <p>② 上訴審 (appellate courts)</p> <p>12 の地域ごとの Court of Appeals (複数形の s に注意。c.f. 英国の第 2 審裁判所) と、知財や連邦政府の契約など特殊分野に関する事件を取り扱う Federal Circuit がある。Court of Appeals は、3 人の裁判官の合議制だが、例外的に重要事件では全員法廷 (en banc) で裁かれる。</p> <p>③ 第 1 審 (trial courts)</p> <p>District Court (地方裁判所)。州に 1~4 個設置されている。裁判官は 1 人。刑事事件・common law の民事事件については陪審審議がある。</p> <p>[州裁判所]</p> <p>州により仕組みや名称は様々。人口や事件が多い州では三審制、少ないと二院制という具合。(例えば会社法の準拠州とされやすいデラウェア州は二院制であり、その結果、第 1 審 (Chancery Court) の権威も高い。また、NY では第 1 審が Supreme Court で、第 2 審が Appellate Division という。)</p>
----------	---

<p>刑事事件の管轄権</p>	<p>① 概説</p> <p>州の刑法に関する刑事事件は、その州に専属管轄権がある。これに対し、連邦法上の犯罪に関しては、連邦地裁に専属管轄権がある（enumerated powerのみ与えられている連邦議会が立法できるのは、Article 1 Section 8に列挙された限定的な権限内の犯罪や、州境を超えるような犯罪のみ）。</p> <p>* ちなみに、マリファナは連邦法上、製造販売が一律禁止だが、一部の州では医療用さらには嗜好品用が合法化されている。医療用マリファナは特に反対が強いので、現実問題として使用者を逮捕するのではなく、製造犯罪に規制をかけて闇市場ができないようにする方向らしい。</p> <p>② double jeopardy の禁止</p> <p>第5修正によって、同じ犯罪について2度危険にさらされる（裁かれる）ことはないとされている（これは due process 条項に incorporate されているので、州裁判所での手続きでも同様）。ただし、同一事件についても刑事司法の単位が異なれば起訴は可能である（例えば、州法上の詐欺と、連邦法上の mail fraud は刑事司法上の単位が違う）。</p> <p>③ 手続法の問題</p> <p>州法の解釈は州最高裁、連邦法の解釈は連邦最高裁が権限を持っているというのが実体法の原則であるが、手続法に関しては、不当な搜索押収を禁止する第4修正などが due process 条項に incorporate されているため、州裁判所も連邦憲法を（一義的に）解釈適用することがある。</p> <p>④ certiorari（裁量上訴）</p> <p>州裁判所が連邦憲法を解釈適用することがあるとはいえ、最終的な判断は連邦最高裁による。事件に連邦法上の争点があれば、裁量上訴の手続きによって連邦最高裁が審議を行う。ただし、重要度が低い、ないし論点が明確化されていないものは、取り上げなかったり、下級審に議論させたりする。本案審議に入る事件は年に80件ほどしかない。</p> <p>⑤ habeas corpus（人身保護令状）請求</p> <p>もともとは、違法に拘束されている人の解放を命じることを意味するが、米国では、州裁判所で无罪判決を受けた被告人が、事実上の連邦裁判所における再審手続きの形で、District Court に提訴する際に請求する手続きとして用いられている。</p>
<p>民事事件に関する手続き的問題</p>	<p>① venue</p> <p>当事者（被告）の便宜のために、venue（裁判地）の合理性が問題となることがある。</p> <p>② service</p> <p>民事訴訟提起に当たっては、被告に対し訴状・召喚状を送付する service（送達）という手続きがあり、被告に対し直接、due process に則った形で渡すことが必要である。</p>

<p>民事事件における 2つの管轄権</p>	<p>民事事件の管轄権は、刑事事件よりも複雑である。ある事件につき、連邦地裁と州裁判所のどちらが第1審管轄権を持つのかという事物管轄権の問題と、その連邦地裁ないし州裁判所が、当該事件につき第1審管轄権を行使することが適切か、という人的管轄権の問題がある</p>
<p>民事事件管轄権① subject-matter jurisdiction (事物管轄権)</p>	<p>連邦地裁が管轄権を持つ事件の類型は、合衆国憲法 Article 3 Section 2 [1] に列挙されたものに限られている。主に4つ（特に後ろの2つが重要）。</p> <p>① 連邦政府が原告である訴訟 この例としては、student loan を借りていた学生に対し、民間の金融機関とのローンの契約で学生の保証人になっている連邦政府が未納分を請求する、というような場合。</p> <p>② 連邦政府が被告である訴訟 連邦政府に対して社会保障の給付対象たる地位確認・給付請求など。</p> <p>③ 連邦法の下で生じた訴訟（Federal Question Jurisdiction） 連邦法の下で生じた訴訟（federal question）について連邦地裁は管轄権を持ちうる。とはいえ、連邦法上の事件すべてにおいて連邦の司法権が管轄権を持つわけではない。事件が連邦地裁を第1審とするには、well-pleaded complaint rule（最初の訴えの時点で、顕在化している連邦法上の問題への言及がなければならず、連邦法に基づく抗弁やそれを予期した訴状だけでは不十分）が満たされることが必要（<u>Louisville & Nashville R. Co. v. Mottley</u>（1908年））。</p> <p>ただし、証券取引法や反トラスト法のように、連邦議会が立法の際第1審管轄権を専属的に連邦地裁に与えていれば、それに関する事件は自動的に連邦地裁から始まる。</p> <p>④ 相異なる州籍を持つ市民間の訴訟（Diversity Jurisdiction） 相異なる州籍を持った市民間の訴訟について、連邦地裁は管轄権を持ちうる。ただし、1つ目の要件として、原告・被告間に共通の市民籍を持つものが1組でも存在してはならず、完全に異なる州籍の組である必要がある（complete diversity）。2つ目に、訴額が75,000ドル以上でなくてはならない、とされている。ちなみに、法人は設立州と主たる事業地のある州の2つの州籍を持ちうる。</p> <p>* 管轄権と選択権は異なる。競合管轄（concurring jurisdiction）の場合、上の諸条件を満たした上で、まず訴訟提起をする原告が、次いで原告が州裁判所を選んだ場合でも被告が、連邦地裁を選ぶことができる（後者をremoval、移管という）。</p>
<p>民事事件管轄権② personal jurisdiction (人的管轄権)</p>	<p>事件の被告が訴訟時に州内部に留まっているとは限らないため、裁判所は州外にいる被告に対し応訴義務を課することができるかが問題となる。ちなみに、（基本的に）連邦裁判所の第1審管轄権を持つ連邦地裁の人的管轄権は、所在する州裁判所の人的管轄権に依る。</p>

各州は、州外にいる被告に対し管轄権を及ぼすために、long-arm statute を制定している。多くの場合、この制定法によって、及ぶ管轄権の限界は due process 条項の保証する fair play and substantial justice、具体的には、minimum contact (最低限の接触) という主要な要件と、より手続き的な reasonableness (管轄権行使の合理性) の有無の要件により画されている。

① World-Wide Volkswagen Corp v. Woodson (1980 年)

[概要]

オクラホマ州で起こった自動車事故の原因が自動車欠陥であるとして、被害者が製造者 (Audi)、輸入者 (Volkswagen of America)、販売代理店 (W-W Volkswagen)、ディーラー (Seaway Volkswagen) を訴えた事件。

[判旨]

販売代理店やディーラーは販売に関わったのみで、2 社はオクラホマ州でビジネスをしていないので、同州にまで製品を届ける stream of commerce を持っているとは言えず、また同州法上の利益を得ようともしていない。したがって同州に minimum contact はない。よって、州裁判所に人的管轄権はない。(minimum contact の判断基準の 1 つとして、訴訟提起された州 (forum state) まで製品を届ける stream of commerce を被告が有しているかどうかということが判断された、というのが授業の説明。が、実は、最高裁は次の判例の purposeful availment の要素も考慮している。)

② Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court (1987 年)

[概要]

カリフォルニア州でのオートバイ事故で被告となった、同州に同製品を輸出した台湾メーカーが、第 3 者被告として部品の輸入元である日本のアサヒメタルに対する求償を求めた事件。

[判旨]

アサヒメタルは台湾メーカーがオートバイを同州に輸出していたことを関知していたが、そのような mere awareness だけでは minimum contact を認めることはできない、minimum contact を認めるには、その地で利益を得ようとする purposeful availment が必要、という意見が出た (ただし、4 対 4 で割れ決着つかず)。原告とは和解が成立、外国企業同士の争いになり裁判続行が reasonable でなくなったので、人的管轄権が否定された。

③ J. McIntyre Machinery, Ltd. V. Nicastro (2011 年)

[概要]

中間業者を経てニュージャージー州内の工場に輸入された英国工作機械メーカーの工作機械で指を切断する事故が起き、製造物責任で提訴。

[判旨]

purposeful availment が多数意見。同州での (米国に対して、では不十分) 販売意図のない同社に対して、人的管轄権はない、とされた。

<p>多数当事者訴訟と class action</p>	<p>diversity of citizenship (complete diversity) の原則により、多数当事者訴訟では、1組でも同じ州籍の当事者が原告側・被告側にいれば、その共通の州の裁判所が基本的には第1審管轄権を持つ。</p> <p>この例外となるのが、class action。多数の消費者対企業の事件で、集団的被害にあった人々 (class member) が設定され、その代表者が企業に訴訟を起こす (opt-out 方式。ちなみに日本の集団訴訟は opt-in 方式と違って、最初に訴訟に参加する当事者と代表者の選定を行うので時間がかかり、提訴しづらい)。</p> <p>このような集団的な影響のあった事件は連邦裁判所で扱われてもよいのでは、という考えから、2005年以降、class member が100人以上、訴額が合計500万ドル以上であれば連邦地裁での訴訟提起が可能となった。この際、仮に被告と州籍の同じ人間が原告側にいても問題なく、1人でも異なる州の市民がいれば足りる (minimum diversity)。</p> <p>しかし、現実には連邦裁判所の方が州裁判所よりも class action に対して厳しい。class action は equity に属しており、class action が認められるか、代表者が適格か、などを審査する幅広い権限がある。class action の問題として、class action を担当する弁護士がマージンをごっそり持ってゆくという問題もある。この結果、class action に好意的な州裁判所を嫌って企業側が removal して連邦裁判所に持ち込み、class action を撥ねるようになっている。</p> <p>* この特別法に依らずに class action をする場合、訴額は合算不可。1人でも訴額が75,000ドルを超えている必要がある。</p>
<p>法解釈権限と解釈統一への取り組み</p>	<p>① 原則と問題の所在</p> <p>原則、州法についてはその州の最高裁が、連邦法については連邦最高裁が最終的な解釈権限を有する。しかし、事件によって、州・連邦の裁判所は最終的な解釈権限を持たない法についても、その州法・連邦法の判例などに従い、当該法の最上級裁判所であればするだろう解釈を適用することが必要になる。そこで、州法の内容をすり合わせようという動きがある。</p> <p>② restatement</p> <p>権威ある法学学術団体である American Law Institute (アメリカ法律協会) の活動。法分野 (不法行為法、契約法、etc.) ごとの、アメリカ全体での判例法のようなものを提案している。単なる学説よりも権威があり、実際に参照され採用されることもある。</p> <p>③ uniform law</p> <p>Uniform Law Commission が、法分野ごとに各州の制定法を参考に作成し提案している統一州法。州議会により採択されることもあるが、その場合ももちろん修正は可能であるし、解釈権限は通常の州法と同様その州の最上級裁判所にある。</p>

<p>連邦と州の裁判官 （この辺は Jones 先生の担当の回を ご参照ください）</p>	<p>① 連邦の裁判官の選出 連邦の裁判所は終身制（life tenure）。最高裁裁判官は大統領によって指名される。最近は予測可能性を重視して下級審裁判官から選ばれることが多いが、政治経験があったりロースクールの教授だったりといった人もいる。オバマ政権ごろから、最高裁（さらには下級審）裁判官人事は政治の駆け引きの舞台になってしまっている。上院で承認人事を引き延ばしたり、confirmation hearing があからさまな党派対立になったりしている。</p> <p>② 州の裁判官の選出 州の裁判官は大体任期制（5 年くらい）。制度ができた時代によって選出方法は大きく異なる。</p> <p>建国前後：議会が指名</p> <p>19C 初：知事が指名して議会が承認する（連邦裁判所と相似）</p> <p>1830s～：直接選挙制（党派性むき出しの選挙に）</p> <p>19C 後半：予備選→本選（大統領選に似ている）</p> <p>19C 末～：無党派選挙（司法哲学等で選ぶ。結局弁護士界の政治に）</p> <p>1940s～：merit plan（州知事が裁判官推薦委員会を設置し、推薦された候補から州知事が任命した裁判官が一定期間試験的に実務を担当し、信任投票を経て通常任期を務める）。</p>
--	--

III. 陪審制

1. 陪審制の概要と損害賠償額の算定

歴史的背景	陪審制はもともと、裁判所が未発達であった時代、裁判官が地方を巡回し事件を解決する際、地元の人々を集め、慣習法に関する情報や証言を提供してもらう仕組みとして発展した。
英米の陪審制比較	① イングランド 大陪審は 1933 年に廃止され、私人訴追 (private prosecution service) に。刑事陪審は残っているが、民事陪審は 1933 年に大幅に削減され、例外化。 ② アメリカ 大陪審は連邦裁判所では必須だが、州の中にはこれを廃止したところも。刑事陪審だけでなく common law 事件では民事陪審も広く行われている。
アメリカの大陪審 (grand jury)	① 憲法上の根拠 合衆国憲法第 5 修正によれば、連邦裁判所における基礎は、大陪審による告発または正式起訴によらなくてはならない。ただし、この規定は due process 条項に incorporate されていないと解されており、大陪審を義務としない州が多い。 ② 役割 刑事訴追を相当とするに足るだけの証拠があるか否かを審査する。根拠薄弱な起訴を防ぎ、潜在的な被告を守る役割を果たしている。 ③ 運用 起訴は、12 名以上の賛成を必要とする。 大陪審廃止州では、検察が略式起訴 (information) をする。大陪審を存置しているが義務ではない州 (information state) でも、検察の起訴が基本。このような州では、根拠薄弱な起訴を防ぐ役割は予備審問 (preliminary hearing) にある。なお、大陪審が義務の州 (indictment state) と同様、information state においても大陪審が用いられる場合がある (②)。 ④ subpoena power (証人喚問権) 大陪審は subpoena power と呼ばれる、強制的に証人を喚問し証言させる権限を持つ。大陪審の証人喚問は密室で行われ、守秘義務を持つ (証人がしゃべるのは自由)。被疑者に知らせずに尋問でき、被疑者さえも証人にできる (さらに、弁護士は部屋の中まで同行できない)。 証人は、自己負罪拒否特権 (合衆国憲法第 5 修正) を持つ。自分を有罪にする懸念のある質問であれば拒絶する権利のこと (黙秘権とは異なる)。また、これは共犯者の供述を得るための plea bargaining にも用いられる。マフィア関係の事件では、plea bargaining で免責 (immunity) が行われる (無罪を条件に自己負罪拒否特権を否定)。また、証人保護のために身分を完全に書き換える witness protection program というものがある。

<p>アメリカの小陪審 (petty jury) の根拠と役割</p>	<p>① 憲法上の根拠 刑事陪審は、合衆国憲法第 6 修正において、被告の権利として保障されている。これは due process 条項に incorporate されていると解されている。民事陪審を受ける権利は合衆国憲法第 7 修正で保障されているが、これは州には及ばない (ただし廃止されてはいない)。</p> <p>② 役割 裁判官とは別個の機関として法廷に臨み、提出された証拠に基づき事実の認定に当たり、評決を出す (この評決に裁判官は加わらない)。 刑事陪審では、陪審は有罪・無罪の判断を下すのみであり、裁判官が量刑を決めるのが通常 (テキサスでは量刑に陪審もかわる)。ただし、死刑判決については、州によって陪審が判断することも (この判断が裁判官を拘束するかどうかは州によって差がある)。 民事陪審では、陪審は請求の認容棄却を判断するだけでなく、例えば不法行為事件や契約法事件では損害賠償額を算定するなどの役割も果たす。</p>
<p>小陪審評決の全員一致の原則</p>	<p>① 原則と問題 英米ともに、小陪審の評決は全員一致であることが原則である。全員一致にならなかった場合 (hung jury) は解散。2 度目の陪審 trial をやり直すかが問題となる。現実には、2 度目の trial を避けるべく交渉が行われる。</p> <p>② 刑事訴訟における hung jury 刑事事件の場合の交渉は、検察官と弁護人の間で plea bargaining という形で行われる。形だけでも有罪にする代わりに刑を相当軽くする。検察官としては、2 度も有罪にできないとキャリアに瑕がつくので、ここで決着をつけようとする。そのため、弁護人側はかなりの譲歩を引き出すことができる。交渉が決裂すると、検察はなぜ有罪にできなかったのかを徹底的に調べ、背水の陣で 2 度目の trial に臨むことになる。</p> <p>③ 民事訴訟における hung jury と例外 両当事者にとって、2 度目の陪審 trial は避けたいもの。訴訟費用が増すということもあるが、各自負担の弁護士費用もかかる。そこで、頭を冷やし和解交渉 (trial の前に模索されたが決裂したもの) を再開することになる。なお、民事訴訟における 12 人全員一致評決は、合衆国憲法で要請されているわけではない。現在では、より費用のかからない 6 人陪審もあるし、理論的には 12 人全員ではなく数人反対が出てもよい、というような解釈も可能である。</p>
<p>common law と equity の分離</p>	<p>① 問題の所在 common law と equity の手続き上の区別は 1848 年 (英国では 1873 年) になくなったが、アメリカでは common law 上の訴訟については陪審の権利が憲法上で保持されており、common law と equity の融合後にできた法律に関する民事事件をどう扱うべきかが問題となる。</p>

	<p>② 判断基準</p> <p>提起された民事訴訟が陪審の可能な common law に属する事件か否かは、次の3つの基準に従って判断されるのが一般的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史…pre-merger 時代において common law 上の事件だったかどうか ・ 救済手段…金銭賠償を求めるものか差し止めを求めるものか ・ 陪審による判断の適切性…循環論法的、ダメ出しに使われる <p>* ちなみに、直接民主主義的な思考が強いテキサス州では、equity の分野でも陪審を認めるという解決方法が取られている。</p> <p>③ 両方の分野が重なる場合</p> <p>1つの訴訟でも、陪審が判断できる部分は陪審が判断し、その上で裁判官がそれ以外の部分について判断を下す、ということがある。</p> <p>e.g. 特許権侵害訴訟…金銭賠償と将来の侵害についての差し止め請求 金銭賠償は common law の範囲なので陪審が判断、差し止めは equity の範囲なので裁判官が判断する。</p> <p>e.g. 株主代表訴訟…一般株主が取締役会などに損害賠償請求するなど 伝統的に equity の手続きであり原告適格性など株主代表訴訟の要件については裁判官が判断するが、その後の損害賠償請求についての判断は common law なので陪審の判断となる。</p>
--	---

2. 陪審員選任手続きと陪審員の扱い

<p>陪審員候補者の呼び出し</p>	<p>陪審員は local community で集めるのが原則。その構成は fair cross section of the community でなくてはならない。候補者リスト（運転免許証リストが多い）から無作為抽出した人を呼び出す。</p> <p>陪審は市民の義務であるため、通常延期はできても拒否はできない。特定の職業（消防士や医者）や健康状態（妊婦など）、国籍などを理由に免除を求めることができる。</p> <p>呼出状に応じないと必ず裁判所侮辱とされるわけではなく、見せしめとして不定期に処置がなされる。</p>
<p>予備尋問 (voir dire)</p>	<p>呼び出された陪審員候補者は、書面でプロフィールに関する質問に答えたのち、各自法廷で裁判官・検察官（または原告側の弁護士）・（被告側の）弁護士による予備尋問 (voir dire) を受ける。</p> <p>voir dire では、陪審員候補者が具体的事件との関係で陪審員として適切か判断するための質問がなされる。職歴や思想信条などが陪審 trial に影響することを避けるため。質問内容は事件の内容にもよる（例えば医療過誤訴訟では、医療関係者かどうかとか、身内に医療過誤に遭った人はいるかどうか、刑事陪審では死刑についてどう思うかどうか）。</p> <p>公開の法廷だが、候補者のプライバシー保護のために sidebar（裁判官席の近く）でひそひそ話してもらうこともある。</p>

忌避 (challenge)	<p>① challenge for cause voir dire において、陪審員候補者が特定の偏見を持っているという心証を裁判官が形成した場合、裁判官はそのことを理由にその人を陪審員から外すことができる。</p> <p>② peremptory challenge voir dire において、検察官弁護士あるいは双方の弁護士は、自分にとって不利な傾向を示している陪審員候補者を外すことができる。この際、理由を説明する必要はない。</p> <p>しかし、時間的な制約もあり、じっくり尋問をすることはできないので、忌避ではしばしばステレオタイプが働く（元警官だからこう、みたいな）。この結果、平等保護条項に反する忌避が行われうることが問題となる。</p> <p><u>Batson 事件</u>（1986 年）</p> <p>[概要] 黒人が強盗犯と疑われた事件で、検察官が黒人陪審員候補者のみを忌避。</p> <p>[意義] 裁判所で行われることである以上、state action が存在しているといえるので、人種や性別をもっぱらの理由として peremptory challenge を行った場合は、平等保護条項に反する、とされた（黒人候補者 4 人中 1 人だけを残し、説明を求められたら忌避した 3 人に別の理由をつける、のような抜け穴はある）。</p>
陪審員の扱い	<p>① 人数 民事では人数の規定がないので、忌避の結果 6 人にまで減ってしまっても問題はない（6 人未満はさすがに問題）。</p> <p>途中で陪審員に欠員が出るような、長丁場になることが予想される事件では、alternate（補欠の陪審員）の用意が必要だが、補欠なのに最初から最後までいるのはかなりの負担であるから、そのような場合は最初から多めに陪審員を確保する。</p> <p>② 隔離 (sequestration) 陪審員は法廷で見た証拠に基づいた事実認定を要求されているので報道に影響されないよう注意しなくてはならないが、一般に陪審員の隔離はコストがかかるので、非常に社会的に大きな事件でない限りほぼない。</p>

3. 開示・trial 手続き

直接主義	陪審員は、直接証拠調べに立ち会い、それに基づいて評決を下す。
口頭主義	<p>証拠の提出は、すべて口頭で行われる。</p> <p>（c.f. 日本の民事訴訟も口頭主義が建前だが、民事裁判官は複数の事件を同時並行に担当する必要があり（並行審理主義）、準備書面通りの弁論が求められるため、実質的には書面主義である）</p>

集中審理	陪審 trial は、短い期間で集中的に行われる（陪審員側の都合や記憶力の問題）。このため、審理途中に新証拠を提出することの fairness が問題となる。そこで、審理開始前に証拠が出そろっていること（不意打ちの禁止）を要請し、この結果 discovery（開示）が重要となる。
discovery	trial 前に、訴訟の相手方または第三者から、当該事件に関係のある証拠、もしくは証拠に関する情報または事実、について知識を得ることを保障する制度。これにより、弁護士依頼間の秘匿特権のある事実以外はすべて両当事者に明らかになっていなくてはならない（cards on the deck）。ただし、刑事事件では被告には自己負罪拒否特権があるので、その代わり検察官は証明能力が低いと判断した法廷に出さない証拠を開示する必要はない（ただし、弁護人には開示しなくてはならない）。
e-discovery	すべての証拠が開示されることが原則であるが、情報が電子媒体に記録されるようになった現代では、時にデータをすべて取り出すことが困難になることがある。そのため、媒体が古い、特集な操作を必要とする、というような場合には、特に必要がある情報でない限り、開示をしなくてもよい、とされている。
attorney-client privilege	弁護士がその役割を果たすため、弁護士と client とのコミュニケーションは絶対的に秘匿できる。
summary judgment	手間・費用のかかる陪審 trial を避けるなどの目的で、申立当事者（movant、通常は被告）は、trial 前に、すでに提出された証拠によって、事実を争いが無い、あるいは被申立当事者が十分な証拠を持っていないことが明白であることを申し立てることができる。これは preponderance of the evidence（証拠の優越）を示せば足りる民事訴訟のみの制度である。この時点で陪審はまだ事件にかかわっていない。この申し立ての可否は、合理的な陪審であれば必ず一方を勝たせる（つまり片方の主張する通りに事実認定がなされそう）か否かで裁判官によって判断される。申し立てが受理されれば、後は陪審 trial なしで法律問題として処理される。

4. 証拠法

当事者中心主義	証拠調べ手続きは、当事者が中心的な役割を果たす。裁判官が職権で証拠調べをすることはあまりなく、法域により認められていない場合もある。双方の弁護人は証人を召喚し、順番に主尋問・反対尋問を行うわけだが、この過程で誘導尋問や伝聞証拠のような証拠法違反があっても、それに対する申し立ては、基本的には当事者にゆだねられている。相手方による尋問が証拠法に違反したと判断すると、弁護人は objection（異議）を地帯なく提起すべきであり、この申し立てをしない場合、責問権を放棄したとみなされる（あるいは、証拠にならないとしても陪審の心証に影響する）。裁判官はこれを受け、sustained/overruled と異議の可否を即決する。
---------	--

証拠能力 (admissibility)	<p>① relevance 証拠には、証明の対象となっている事実と関連性 (relevance) がなくてはならない。関連性がない証拠は、証拠能力がないだけでなく、陪審に偏見や混乱を与えうる。精神的損害賠償の相場などもこれに含まれる。</p> <p>* Rape Shield Law second rape やそれを恐れた泣き寝入りを防ぐために、女性の性的遍歴は (関連性があり得たとしても) 原則として証拠にできない。刑事被告人の防御権が必要である場合は、この限りではない (ただし慎重に)。</p> <p>② hearsay rule (伝聞証拠の除外) 伝聞証拠は関連性を認めることは可能でも、反対尋問の意味がないので、証拠として原則排除されなくてはならない (例外に、信憑性が高い伝聞、死の直前の発言の伝聞などは認められる)。</p> <p>③ 自己負罪拒否特権 刑事事件において、証人は、自分を有罪にする懸念のある質問を拒絶する権利を持つ (合衆国憲法第 5 修正) (既出)。取り調べ時に何も話さなくてよい権利である黙秘権とは異なる。</p>
立証の程度	民事事件では、証拠の優越 (preponderance of evidence) によって判断を下される。50%以上の確度でその事実が存在するとの心証が得られれば、立証となる。他方、刑事事件では合理的な疑いの余地のない程度 (beyond reasonable doubt) の立証があつて初めて、被告は有罪となる
weight of evidence	証拠能力のある証拠の中で、陪審は証明力の重みづけをする。このときに重要となる要素のひとつは、証人の立ち振る舞い (demeanor)。
専門家証人 (expert witness)	報酬を受け取っても贈賄にはならない。双方の専門家証人の証言が食い違うこともあるので、裁判官が最低限証人の適格性、資質を判断する。

5. 民事陪審における損害賠償額の算定

填補賠償と精神的損害賠償	損害賠償の主たる部分は損失 (積極的損害であれ逸失利益であれ) の埋め合わせである填補賠償 (compensatory damages)。これとともに、精神的損害賠償 (pain and suffering) も請求される。これらを認定するのは陪審である。後者に関しては、日本の裁判官に共有されているような相場感というものがない (他の事件の賠償額を参考にしてもいけない) ので、相当ばらつきが出る。12 人の出した額の平均というのもダメで、全員で 1 つの額に決めなくてはならない。
懲罰的損害賠償	イングランド法では極めて限定的で、アメリカ法で特徴的に用いられる。被害者が泣き寝入りすることになる製造物責任事件や実際の被害額だけでは企業にとって痛くもかゆくもない事件では、抑止を目的として損害賠償の上乗せをすることがある。懲罰的損害賠償を科すには、単純な過失 (医療過誤など) では不十分であり、悪意性が要求される。

懲罰的損害賠償を科せるか否かは裁判官の判断によるが、悪質性があり懲罰的損害賠償を科してもよいと裁判官が認めても、実際にそれを科すかどうかを決めるのは陪審である。

懲罰的損害賠償は高額になることがある (e.g. ①マクドナルド・コーヒー事件)。これを防ぐために、現在までに、3種類の制約が試みられている：

- ・ 手続き的 due process の制約…陪審員による懲罰的損害賠償の算定を手続き上コントロールするため、裁判官がその算定方法について事前に説示し、かつ算定過程が第1審・上級審の裁判官によって確認可能なようにする。とはいえ相場は教えられないのであまり意味はない。
- ・ 州の tort reform による賠償額の上限の設定…実体法により具体的な金額や填補賠償との比率で上限を設定する。かなり成功したらしい。
- ・ 実体的 due process の制約…以下の判例②・③参照

① マクドナルド・コーヒー事件 (1994年)

[概要]

ドライブスルーのコーヒーが激熱で、こぼしたおばあちゃんが火傷した。

[判旨]

年間数件起きる同様の火傷事故に対し、その都度マクドナルドは示談で応じ、改善策を一切講じず、何ら注意をせず85度という高温のコーヒーを提供していたマクドナルドの悪質性が認められた。陪審は填補賠償額16万ドルに加えマクドナルドのコーヒーの売上高2日分にあたる270万ドルの支払いを命じる評決を下した。(評決後の手続きで、裁判官は填補賠償額の3倍にあたる48万ドルに減額を命じ、その後和解が成立。)

② BMW of North America, Inc. v. Gore (1996年)

[概要]

新車のBMWの購入者が疵の隠蔽の跡に気づいてクレーム、輸送中の疵を塗装し直して新車を売るといった業界の慣行があると開き直られたため、400万ドルの懲罰的損害賠償を求めた。

[判旨]

具体的な金額・比率は明言しなかったが、100倍という過大な懲罰的損害賠償を命じるのは実体的 due process 違反であると判断した。

③ State Farm Mutual Automobile Insurance Co. v. Campbell (2003年)

[概要]

自動車保険会社が、保険の上限額関係なく保険金を支払うという口約束をしたが、事故を起こした当事者が敗訴すると、上限額を超える保険金の支払いを渋ったため、懲罰的損害賠償を請求。

[判旨]

due process 条項に基づき、懲罰的損害賠償は填補賠償額の10倍を超えてはならない、とされた。

2倍賠償・3倍賠償	common law 上の懲罰的損害賠償とは異なり、反トラスト法などの実体法によって、填補賠償の2倍ないし3倍を支払うよう規定されている損害賠償のこと。陪審が判断するのではなく、法律上の根拠がある。
-----------	---

6. 説示・評決とそれに対する尊重

judgment as a matter of law	イングランド法では directed verdict ? 陪審 trial 中の証拠調べが終わった段階(陪審が評決を出す前)で、summary judgment と同様、申立当事者は相手方の主張が証拠不十分であることを主張することができる。裁判官は、trial に基づき、合理的な陪審であれば当然しえたであろう判断を下すことができる。とはいえ、数日もしないで陪審が評決を出すので、あまり急ぐメリットはない。
説示 (instruction)	証拠調べ及び最終弁論が終わると、裁判官は陪審に対し、当該事件に適用されるべき法はどのようなものか、どのように評決すべきか、を説明する(陪審はこれに従って事実をあてはめる)。その後、陪審は評議に入る。
評決 (verdict)	評決の方法は3つある。 ① general verdict (一般評決) 伝統的な評決方法。裁判官による説示にあてはめて得られた結論だけと言う(「原告勝訴」「原告敗訴」「有罪」「無罪」と民事の場合損害賠償額)。陪審がどの事実をどのように認定したかは外部にはわからない。 ② special verdict (個別評決) 1940年代ごろから使われるように。裁判官が個々の事実問題を摘示し、それぞれについて陪審に認定させる。論理過程に沿って認定が行われていることを確保する手段であり、透明性が高まるという利点がある一方、具体的な事件についての詳細なチェックリストを作る裁判官の負担や、hung jury のリスクが高まる(仮に結論は同じでも、細かい部分で意見が一致せず、全員一致に至らない)という問題がある。これは例外的な場合しか用いられない。 ③ general verdict accompanied by answer to interrogatories 中間的なもの。結論を答申させるとともに事実問題(通例はその一部)についての陪審の認定を示させる。齟齬が生じた場合、再評議を命じたり、別の陪審を召集して trial をさせたりする。実際にはあまり用いられない。
評決後の判決を第1審で覆す方法	① (renewed) judgment as a matter of law (judgment n.o.v.) 評決が出た後も、judgment as a matter of law を申し立てることができる。裁判官は、次のような場合に、これを認めることがある。合理的な陪審であればするであろうと裁判官が予想したのとは逆の評決を陪審が出した場合。評決前の JMOL の申し立ては却下したが、後から JMOL が可能と考え直した場合。評決前 JMOL のリスク(上訴審で破棄差し戻しになると陪審 trial を初めからやり直す必要がある)を裁判官が嫌った場合。

	<p>② new trial と ban on double jeopardy</p> <p>JMOL をするほど明確に一方的に有利な証拠はないものの、評決に対して疑問が持たれた場合、当事者の申立てにより、裁判官は別の陪審を召集し再審理 (new trial) を命じることができる。</p> <p>ただし、double jeopardy は禁止されているので、刑事事件で一度無罪判決が出れば、それ以上 new trial を検察側が請求することはできない。</p> <p>③ remittitur と additur</p> <p>陪審が評決で示した損害賠償額が過大であると判断した場合、裁判官は合理的な上限額を原告に示し、原告がそれに満足する意思を表示すれば、損害賠償額を減額できる (remittitur)。</p> <p>陪審が評決で示した損害賠償額が過少であると判断した場合、裁判官は合理的な下限額を原告に示し、原告がそれに満足する意思を表示すれば、損害賠償額を減額できる (additur)。ただし、あまりにも過少である場合には、陪審内で妥協の結果として (全員一致せず) 原告の勝訴を認めるが損害賠償額を低くする、という判断に至った疑いが生じるため、new trial を命じることになる。</p>
上訴	<p>上級審は法律審であり、事実問題には立ち入らない (証拠調べに立ち会う陪審による事実認定が尊重される)。上級審が判断するのは、第 1 審での裁判官の判断 (summary judgment などの裁量や、証拠採用 (objection を認めるべきだったのに認めなかった、vice versa)、instruction など、多岐にわたる) の妥当性である。もし評決が出ていて証拠採用や説示といった部分に誤りがあった場合、破棄差し戻しとなり新しい陪審の下で trial をやり直すことになる。陪審の判断が覆されるのは、評決後の JMOL の申し立てを第 1 審裁判官が却下したが、上訴審でその判断が誤りであったとした場合だけであろう。</p>
裁判官 trial	<p>equity 上の事件であったり、当事者が陪審の権利を放棄したりした場合、事実認定は裁判官によって行われる (第 1 審)。証拠の評価は、第 1 審の裁判官の判断が上級審でも尊重されるが、明らかな誤りがあった場合はこの限りでない。法律問題についての判断は、上級審のそれが上回る。</p>

7. 陪審制の評価と展望

陪審員研究	<p>評議は秘密であるため、実際の陪審を対象とした研究が難しい (裁判所と陪審員の許可を得て録音や録画をした研究はあるが、カメラがあるのとないのとではまた違う可能性もあるし、サンプルも多くない)。模擬陪審を使うという手もあるが、陪審の構成が時間的に余裕のある層に偏るという問題がある。陪審に関わっている様々な人 (裁判官や弁護士、陪審員経験者など) に意識調査をする手法もしばしば取られている (trial の最中は守秘義務があるが、その後であれば一定程度なら自由に喋ってよい)。</p>
-------	--

jury consultant	<p>陪審員研究の発展によって、弁護士や検察官に対してコンサルティングするビジネスも広がっている。次のような需要を満たしているらしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ peremptory challenge に関するアドバイス…ステレオタイプではなく、より詳細なデータや模擬陪審に基づき、事件類型に応じてどのようなプロフィールの陪審員がいると有利・不利なのかを提案する・ ・ 法廷技術に関するアドバイス…どうすれば陪審員に親近感・信頼感を持ってもらい、彼らを混乱させず説得できるか、ということを教える。 <p>このようなサービスが利用されるのは、経済力のある当事者同士（大企業など）の争いである場合がほとんどである。</p>
陪審員・裁判官の偏見	<p>陪審員・裁判官は、次の4種類の偏見に陥る可能性が指摘されている。</p> <p>① interest prejudice 陪審員・裁判官が具体的な事件や当事者との関わりに利害を持っていることにより陥る偏見。基本的には、忌避によって回避される。</p> <p>② specific prejudice マスメディアやインターネットなど、周囲の情報によって、特定の事項について持つ偏見。特に陪審員について懸念される。</p> <p>③ generic (general) prejudice 人種や性別などといった特徴に関する、社会で広く共有されている偏見、ステレオタイプ。陪審員もだが、裁判官といえどもこの種の偏見を完全になくすことは難しい。</p> <p>⑤ conformity prejudice 世間一般や特定の集団の社会的圧力として判決に影響してしまう偏見。実は匿名複数人の陪審員よりも実名单独の裁判官の方が危うい？</p>
陪審員の能力に関する問題	<p>① 事実認定能力</p> <p>[陪審事実認定能力をめぐる実験]</p> <p>1950～60年代に、Chicago Jury Project と呼ばれる陪審研究が行われた。実際の陪審の結論（事実認定）と、その事件で裁判官が事実認定をしたとすれば下したであろうと自身が回答した結論を比較する、というもので、陪審員と裁判官の事実認定能力の違いなどが明らかになった。</p> <p>[刑事事件]</p> <p>刑事事件においては、陪審が67%の事件で有罪としたのに対し、裁判官は83%で有罪とした（plea bargaining が失敗して陪審 trial に言っている以上、判断は難しく、差は不合理とは言えない）。</p> <p>不一致率は22%であり、19%は裁判官 trial であれば有罪となった事件、3%は裁判官 trial であれば無罪となった事件であった。前者は、陪審員の方が裁判官より beyond reasonable doubt の立証責任を重視しているためか。他にも、証拠をどう評価するかとか、被告のことを陪審員がどのように考えるか、といったことが影響していると考えられる。</p>

	<p>[民事事件]</p> <p>民事事件においても、偶然か、不一致率は刑事事件と同じ 22%であった。民事事件は様々な事件があるが、一般人被害者対大企業加害者の製造物責任訴訟などでは、陪審は原告に同情しやすいということが考えられる。これと関連するのがディープポケット論。加害者に経済力があればあるほど、責任が重く認められやすい、というようなもの。slip & fall 実験が有名（店内で滑って転んだとき、床の水を拭いていなかった店の責任は、大手スーパーの方が小規模店よりも重く認められやすい）。果たしてこの実験だけでそう言えるのかというと疑問ではあるが…。</p> <p>[結論]</p> <p>陪審に事実認定能力があるかどうかということについての一般的な評価は、さほど問題ない、というようなもの。ただ、陪審員の数が 12 人から 6 人になると、話が変わってくるかも…？</p> <p>② 法の説示の理解能力</p> <p>事実認定能力よりも問題なのが、裁判官による法の説示を、陪審員はどれだけ正しく理解できるか、ということ。法をかみ砕いて説明をするというのは容易ではないし、聞くのは素人であるからさらにややこしい。法の説示があっても陪審員の理解が十分でないときには、陪審員はよりわかりやすい法の説示を再び求めることができる。これに対し、裁判官は弁護士・検察官と相談の上で、法廷で答えることになるが、実は陪審員に質問された時点で、陪審がどこで滞っているのかの見当がついてしまい、説明次第で結論の方向性を決めてしまう危険がある。すると、あまり明確でない回答をすることになり、陪審も判然としないまま評決を出すことになってしまう。</p>
<p>その他陪審の評決に影響する問題</p>	<p>① 2 倍賠償・3 倍賠償に関する説示</p> <p>伝統的に、説示の際、裁判官は 2 倍賠償・3 倍賠償の規定を陪審に対して知らせない。規定の存在を知っていると、填補賠償を過少に評価する危険があるため。</p> <p>ただし、ある模擬陪審を使った実験では、確かに 3 倍賠償の規定を陪審に説示しただけでは認定した損害賠償額が少なくなったが、3 倍賠償の規定の趣旨（抑止など）を説明すると、あまり過小評価しない、ということがわかった。たまたま陪審の中に知識がある人がいてイレギュラーに 3 倍賠償の規定の存在が賠償額の算定に影響するより、事前に制度の趣旨とともに規定の存在を伝える方がよい可能性がある。</p> <p>② 評決プロセス</p> <p>評決を評議の最初にとって意見が割れると、プライドが邪魔してか、意見を撤回しづらくなり、全員一致に至らない危険がある。ただし、裁判官は評議の手順について説示することができない。</p>

	<p>③ 事件の複雑性</p> <p>複雑な事件での陪審の事実認定能力も、懸念がないわけではない。ただ、専門家証人が入ってくるような事件は、裁判官すら素人であるし、様々な人がいる陪審の中には事件に関する専門知識を持っている人もいるかもしれない。だから、基本的に問題ない。</p>
精神的損害賠償額の算定の補足	<p>すでに述べたように、相場を知ることができないため、陪審による精神的損害賠償額の算定にはばらつきが出る。差が出ること自体は問題ないが、裁判官による判断と比べて、陪審の判断は分布の幅が（高い方に）大きくなっている可能性がある（極端に高いものもある、ということ）。</p> <p>裾野が広がっていることは、原告被告間の和解交渉の成立を促すという効果を生む。原告としては、もらえそうな損害賠償を中央値的に判断するが、被告は極端な場合も考慮して平均値的なやり方で払うべき損害賠償を予想する。すると、両者の期待にずれが生じ、両者とも譲歩がしやすい。</p>
jury nullification	<p>① 概要</p> <p>jury nullification とは、陪審員が、法ないし裁判官の説示を無視して評決を下すこと。例えば、刑事陪審において、犯罪要件をすべて満たしていても最終的に無罪を言い渡す権限が陪審にはある。</p> <p>② 歴史的意義</p> <p>歴史的に、jury nullification は権力から市民の権利を保護するという役割を果たした。17 世紀のイングランドの市民革命では、王権による法の名の下での反対派の処罰を、common law の裁判官・陪審員が防いだ。18 世紀のアメリカ独立革命において市民を守ったのも、陪審であった。</p> <p>③ 一般的意義と問題</p> <p>jury nullification の意義は、このように法が間違っていることを示す指標になるということ（e.g. 寄与過失の廃止と過失相殺への転換。かつての common law では、軽微な過失を除いて、実質的な過失が被害者側にある場合、加害者側の過失責任が一切認められなかった。しかし、19 世紀になると、陪審側の方で、加害者の責任を認めた上で損害賠償を減額する、という過失相殺のやり方を採用するようになった）。また、法そのものには誤りはなくても、具体的妥当性において、その法を適用することが正義に反するとき、jury nullification が正義を実現する手段となりうる。</p> <p>他方、jury nullification はランダムに起きるという点で問題かもしれない。とはいえ、ランダムな jury nullification を一切認めない、というのも極端。要するに、陪審はとても大事で信頼されている、というお話でした。</p>

（最終更新：2019 年 7 月 12 日。誤字誤植はごめんなさい。）

とりあえず、おしまい。
いい夏が来るといいね。